

「こどもまんなか 児童福祉週間」の概要

【趣旨】

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「こどもまんなか 児童福祉週間」と定めて、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種取り組みを展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしている。（※昭和22年5月より毎年実施）

【令和6年度標語】

「すきなこと どんどんふやして おおきなあれ」（香川県 6歳）
◆応募期間：令和5年8月1日～9月30日 ◆応募総数：4,939点

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
（※地域の実情による期間の延長（5月末日まで）可）

【主唱団体】

こども家庭庁、(福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会

【関係省庁等における取組】

<国>

- ①標語の募集・選定・表彰(S38～)
- ②こいのぼり掲揚式等の実施(S33～)
- ③児童福祉施設等への鯉のぼり寄贈
- ④中央省庁のこいのぼり掲揚(13省庁で実施)
- ⑤国営昭和記念公園等の施設で無料入園等を実施 等

<地方公共団体>

- ①広報活動
- ②大会・イベント等
- ③独自の標語募集
- ④こいのぼり掲揚 等

<民間団体>

- ①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式
- ②こどもの国等の施設で無料入園等を実施 等



令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」ポスター

絵：三浦太郎さん(絵本作家)